

テーマ「平成 28 年度本試験に確実に合格するための勉強方法」

1. 平成 27 年度本試験商業登記・落としてはマスイ論点 (小問形式に編集・改題) . . . 解答時間は 12 分

第37問 司法書士法務太郎は、平成 28 年 5 月 22 日に事務所を訪れた株式会社甲山商事の代表者から、別紙 1 から 4 までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙 5 のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、株式会社甲山商事の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務太郎は、依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年 5 月 22 日に登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の間に答えなさい。

問 平成 28 年 5 月 22 日に司法書士法務太郎が申請をした登記の申請書に記載すべき登記すべき事項、並びに添付書面の名称及び通数を第 37 問答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。
- 3 株式会社甲山商事の定款には、別紙に現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 4 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 5 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することを要しない。ただし、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所には訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又

は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙 1

【平成 28 年 5 月 19 日現在の株式会社甲山商事に係る登記記録の抜粋】

商号 株式会社甲山商事

本店 横浜市中区甲町 1 番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 22 年 7 月 17 日

- 目的 1 次に定める事業及びこれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有すること
による当該会社の事業活動の支配及び管理
- (1) 時計、宝石、貴金属及び眼鏡の販売及び修理
 - 2 不動産の賃貸及び管理
 - 3 前各号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 800 株

発行済株式の総数 200 株

資本金の額 金 1000 万円

株式の譲渡制限に関する定め 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

役員に関する事項 取締役 A (就任又は重任年月日の記録なし)

取締役 B (就任又は重任年月日の記録なし)

取締役 C (就任又は重任年月日の記録なし)

平成 25 年 5 月 22 日辞任

取締役 D 平成 25 年 5 月 22 日就任

横浜市中区甲町 1 番地

代表取締役 A (就任又は重任年月日の記録なし)

※問題文の登記記録を改題しています。登記記録に記録されていない事項については、考慮しなくていいです。

別紙 2

【平成 28 年 5 月 19 日現在の株式会社甲山商事の定款】

第 1 章 総 則

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役以外の機関を設置しない。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 10 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

(議長)

第 11 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 13 条 当社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の任期)

第 15 条 取締役の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 16 条 当社に代表取締役 1 名を置き、取締役の互選をもって取締役の中からこれを選定する。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 18 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

※問題文の内容を抜粋しています。記載されていないことについては、考慮しないでいいです。

別紙 3

【平成 28 年 5 月 20 日開催の株式会社甲山商事の定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 計算書類承認の件

計算書類の承認を求めたところ、可決承認された。

第 2 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された(下線は変更部分)。

変更前	変更後
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役 <u>以外</u> <u>の機関を設置しない。</u>	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほ か、次の機関を設置する。 1. 取締役会 2. 監査役
第 4 章 取締役	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の任期) 第 15 条 取締役の任期は、選任後 <u>5</u> 年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第 15 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役) 第 16 条 <u>当会社に代表取締役 1 名を置き、取</u> <u>締役の互選をもって取締役の中からこれを</u> <u>選定する。</u>	(代表取締役) 第 16 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議に</u> <u>よってこれを選定する。</u>
【新設】	第 5 章 監査役
【新設】	(監査役の員数) 第 22 条 <u>当社の監査役は2名以内とする。</u>

第 4 号議案 取締役 3 名選任の件

取締役 3 名を選任することが諮られ、下記のとおり選任された。

横浜市中区甲町 1 番地 取締役 A

東京都港区丙町 1 番地 取締役 D

東京都渋谷区丁町 1 番地 取締役 E

なお、被選任者は、いずれも席上就任を承諾した。

第 5 号議案 監査役 1 名選任の件

監査役 1 名を選任することが諮られ、下記のとおり選任された。

東京都目黒区戊町 1 番地 監査役 F

なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

**※問題文の内容を抜粋しています。記載されていないことについては、考慮しないで
いいです。**

別紙 4

【平成 28 年 5 月 20 日開催の株式会社甲山商事の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、下記のとおり選定された。

東京都渋谷区丁町 1 番地 代表取締役 E

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

別紙 5

【司法書士法務太郎の聴取記録(平成 28 年 5 月 22 日)】

- 1 株式会社甲山商事の平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会は、同年 5 月 21 日に開催され、計算書類の承認に関する議案のみが決議された。
- 2 株式会社甲山商事の取締役 B は、平成 28 年 5 月 11 日付けで辞任の意思表示をし、当該意思表示は、同日、株式会社甲山商事に到達した。
- 3 株式会社甲山商事の平成 28 年 5 月 19 日現在の定款は、別紙 2 のとおりであり、会社成立のときから一切変更されていない。
- 4 平成 28 年 5 月 20 日開催の株式会社甲山商事の取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席した。別紙 4 の取締役会の議事録には、A が登記所に提出している印鑑が押されている。

第 37 問<答案用紙>

第 1 欄

【登記すべき事項】

【添付書面の名称及び通数】

2. 平成 27 年度本試験商業登記・難しかったと思われる論点解説

問 4 平成 28 年 6 月 5 日付けで乙川商会株式会社がその保有する自己株式の全部を消却したこと(別紙 10 聴取記録の第 3 項)について、考えられる理由を第 37 問答案用紙の第 4 欄に記載しなさい。

(問題文省略)

第 4 欄

株式交換の対価は、株式交換完全子会社にも交付される。よって、株式交換完全子会社となる乙川商会株式会社は、株式交換の効力発生時に自己株式を保有していると、効力発生以後、親会社の株式を取得することとなる。そして、子会社には、親会社の株式を相当の時期に処分する義務がある。乙川商会株式会社は、この事態を避けるために、株式交換の効力発生前に自己株式を消却したものと考えられる。

★試験委員が聞きたかったと思われる論点

⇒株式交換の対価は株式交換完全子会社に交付される(会社法 768 条参照)。

会社法 768 条 (株式会社に発行済株式を取得させる株式交換契約)

I 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- ③ 前号に規定する場合【株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等を交付するとき】には、株式交換完全子会社の株主(株式交換完全親株式会社を除く。)に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

(比較しておく条文)

会社法 749 条 (株式会社が存続する吸収合併契約)

会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（以下この編において「吸収合併存続会社」という。）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

三 前号に規定する場合【吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して株式会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅株式会社」という。）の株主・・・に対してその株式・・・に代わる金銭等を交付するとき】には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続株式会社を除く。）・・・に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

[MEMO]

3. 平成 27 年度択一本試験正答率ランク表（下から 13 位まで）

順位	午前の部		
	問題番号	正答率	出題内容
23 位	第 15 問	78%	譲渡担保
24 位	第 30 問	77%	会計限定の監査役
25 位	第 34 問	77%	株式交換（会話）
26 位	第 16 問	75%	選択債権
27 位	第 18 問	75%	相殺
28 位	第 3 問	72%	地方自治（穴埋め）
29 位	第 33 問	70%	社債権者集会
30 位	第 31 問	67%	解散・清算（会話）
31 位	第 35 問	66%	商事消滅時効
32 位	第 9 問	60%	占有権（個数）
33 位	第 32 問	59%	持分会社
34 位	第 13 問	53%	質権（個数）
35 位	第 28 問	33%	株主名簿

順位	午後の部		
	問題番号	正答率	出題内容
23 位	第 27 問	58%	信託の登記
24 位	第 29 問	57%	役員等の変更の登記
25 位	第 13 問	56%	事前通知及び前住所通知
26 位	第 23 問	49%	担保権の登記
27 位	第 14 問	49%	申請情報（図表）
28 位	第 34 問	46%	登録免許税（登記記録）
29 位	第 19 問	45%	付記登記（個数）
30 位	第 31 問	41%	債権者保護手続（個数）
31 位	第 21 問	38%	敷地権付き区分建物
32 位	第 15 問	31%	登記原因及び日付（図表）
33 位	第 25 問	27%	相続と登記
34 位	第 17 問	20%	職権による抹消（会話）
35 位	第 33 問	10%	法人登記の登記事項

※黒いマークのしてある問題を取れると、ちょうど基準点突破。

(これらの問題が「基準点突破の分岐点となった問題」と言えます。)

※さらに、基準点を超えて「合格点」を取るためには、0～5 問程度の上乗せ点が必要だと思われる（本ガイダンスの時点では最終合格発表がされていないので、ここは分かりません。記述式の点数が高ければ、上乗せ点は 0 点でも大丈夫です。)

※以上は、正答率から導いた一般的な話です。個人的なミス等をすれば、他に取らなければならない問題が増えます。

基準点突破の分岐点となった問題（午前の部 30 位）

第31問 次の対話は、株式会社の解散と清算に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

教授： 会社法上の公開会社が解散するための手続は、どのようなものですか。なお、この会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではないものとします。

学生：ア 会社法上の公開会社は、株主総会の特別決議によって解散することができます。この場合には、会社は、その株主総会の日から 2 週間前までに、会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。

教授： この会社が解散の時に会計監査人設置会社であった場合には、清算株式会社には、監査役や会計監査人を置く必要はありますか。

学生：イ 監査役も、会計監査人も、置く必要はありません。

教授： では、この会社が裁判所の解散命令によって解散した場合において、定款で清算人を定めておらず、かつ、株主総会でも清算人を選任しなかったときは、誰が清算人となりますか。

学生：ウ その場合には、取締役が当然に清算人となります。

教授： この会社について、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するとして、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定がされた場合には、取締役は当然に清算人となりますか。

学生：エ いいえ。その場合には、取締役が当然に清算人となることはありません。

教授： 最後に、定款で定めた存続期間の満了によって解散した清算株式会社は、いつまで、株主総会の決議によって株式会社を継続することができますか。

学生：オ その清算株式会社は、清算が終了するまで、株主総会の決議によって株式会社を継続することができます。しかし、休眠会社が解散したものとみなされた場合には、解散したものとみなされた後 3 年以内に限られています。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 31 問★過去問知識だけで解けるか・・・△（最後の 2 肢に絞ることはできる。）

解答を導くのに読むべき記述…イ→ウ，オの比較

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	19-33
内容	イ 解散した時に会社法上の公開会社であった株式会社が清算中に定款に株式譲渡制限の定めを設けたときは、監査役を置く旨の定款の定めを廃止して、監査役を置かないものとするができる。
正解	誤り。清算株式会社となった時において公開会社であった清算株式会社は、監査役を置かなければならない（会社法 477 条 4 項）。

基準点突破の分岐点となった問題（午後の部 24 位）

第29問 株式会社の役員等の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 登記所に印鑑を提出している代表取締役が辞任した場合の変更の登記の申請書には、当該代表取締役が辞任を証する書面に押した印鑑について、当該印鑑と当該代表取締役が登記所に提出している印鑑とが同一であるときを除き、市区町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならない。

イ 監査役設置会社であり会計監査人設置会社である株式会社において、株主総会の決議により会計監査人を解任した場合の変更の登記の申請書には、監査役が当該株主総会の議案の内容を決定したことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 一時取締役の職務を行うべき者が招集した臨時株主総会の決議によって取締役を選任した場合の変更の登記の申請書には、一時取締役の職務を行うべき者が臨時株主総会を招集することについての裁判所の許可書を添付しなければならない。

エ 取締役が 1 名しかいない株式会社において、取締役 A が辞任により退任した旨及び後任者として B が取締役に就任した旨の登記がされた後、B を取締役に選任した株主総会の決議が存在しないことの確認を求める訴えに係る請求を認容する判決が確定し、登記官が裁判所書記官の囑託により当該株主総会の決議の不存在の登記をする場合には、登記官は、取締役 B の就任の登記を抹消する記号を記録するとともに、職権で取締役 A の退任の登記を抹消し、取締役 A の登記を回復する。

オ 取締役会設置会社において、取締役の全員である A、B 及び C が同時に辞任し、D、E 及び F が取締役に選任されたものの、F の就任承諾が得られなかった場合には、D 及び E についての取締役の就任の登記は、いずれも申請することができない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第29問★過去問知識だけで解けるか・・・△（最後の2肢に絞ることはできる。）

解答を導くのに読むべき記述…**工**→ア

準備すべきだった知識1

記述	工
過去問	13-31
内容	ア 取締役Bの退任の登記及び取締役Dの就任の登記がされた後、Dの取締役選任決議不存在確認判決が確定し、取締役Dの就任の登記が抹消されたときは、登記官は、職権により取締役Bの退任の登記を抹消し、取締役Bの登記を回復する。
正解	正しい（昭57.12.15民4.7583）。

準備すべきだった知識2

記述	ア
過去問	平成27年2月改正規定
内容	商業登記規則61条6項
正解	

4. 合格レベルに達するまでの勉強について

主に本試験で問われている知識（試験対策としてやるべきこと。）

※私が過去問分析から抽出しました「試験委員が考えているであろう“基本知識”です。」

<憲法>

1. 判例知識（最も重要）
2. 学説問題に関する基本知識
3. 過去問知識
4. 条文知識

<民法>

1. 過去問知識（最も重要）
2. 条文知識
3. 判例知識
4. 学説問題に関する基本知識

<刑法>

1. 過去問知識
2. 判例知識

<商法>

1. 条文知識（最も重要）
2. 過去問知識（平成 27 年度の出題から考えると、今後は平成 17 年以前の過去問も潰すべき）
3. 商法総則・商行為の勉強

<民事訴訟法>

1. 過去問知識（最も重要）
2. 条文知識（年度によっては、過去問学習だけで足りない年がある。）

<民事保全法>

1. 過去問知識（最も重要・基本的に、過去問学習で対応すべき科目）
2. 条文知識

<民事執行法>

1. 過去問知識
2. 条文知識（学習範囲が広すぎるため、過去問学習をしっかりとやって切り上げるという選択肢もあり。）

<司法書士法>

1. 過去問知識（最も重要・基本的に、過去問学習で対応すべき科目）
2. 条文知識

<供託法>

1. 過去問知識（基本的に、過去問学習で対応すべき科目）

<択一式不動産登記法・記述式不動産登記法>

1. 択一過去問知識（最も重要・記述式の勉強も兼ねることになる。）
2. 記述式過去問知識
3. 条文知識
4. 先例や登記研究等の知識
5. 申請書のひながた知識

<択一式商業登記法・記述式商業登記法>

1. 会社法の条文知識（最も重要・記述式の勉強も兼ねることになる。）
2. 択一過去問知識
3. 記述式過去問知識
4. 商業登記法の条文知識
5. その他法律（一般法人法等）の知識

※去年のガイダンスで私が言ったこと（平成 28 年度対策としても全く同じなので、また載せました。本年度加筆した箇所を太字にしてあります。）

平成 26 年度本試験記述式で難しかったと思われる箇所

不動産登記

- ・「物上代位による差押えがあったことにより根抵当権の元本が確定した場合には、登記記録上元本確定が明らかにはならない（元本確定登記を申請する必要があった。）」
- ・「信託の登記の抹消の申請書の書き方が分からない。」
- ・「登記名義人が、登記記録上の住所について、いったん住所変更をした後、従前の登記記録上の住所に戻ってきた場合、所有権の移転の登記の前提として登記名義人住所変更の登記を省略することができる。」
- ・「事業用定期借地権の設定の登記申請書の書き方が分からない。」

商業登記

- ・「合同会社の設立登記の申請書の書き方が分からない。」

実際のところ、平成 26 年度本試験記述式の難易度は、例年と比べて、非常に高いです。

「それじゃ、今後の記述式不動産登記法の対策としては、択一過去問で出題された事例のみならず、これまで登記研究で扱われた記事について、全部覚えないといけないのかあ～！」、「記述式商業登記法の対策としては、持分会社の問題まで、全部押さえなきゃならないのか～！」と思う人が、平成 26 年度本試験の受験者には多いと思います。

実際のところ、どうするか・・・

皆さんには、今後も「過去問をやって、条文を読んで、重要な先例や判例を読んで・・・」というような、堅実な勉強をして頂きたいと思います。

「今年の本試験が難しかったんだから、今後は過去問をやっても受からない！時代が変わったんだ！これからは、過去問なんかやらずに、答練問題や講座で細かい知識を追い続けるぞ～！」という受験生は、今年は多数出現すると思います。

そして、平成 27 年度本試験では、基本的な問題をポロポロと落として不合格・・・そういう方向に受験生を持って行きたくて、今年の試験委員は細かい出題をしたんだと私は、考えます。

試験委員の人たちは、「受験生の皆様、司法書士試験を舐めないで下さいよ。」という意識があるはずですから、数年に一度、試験内容をガツンと難しくして受験生を混乱させる（次年度の本試験対策として、難しい勉強をするように仕向ける）。そんでもって、その翌年はオーソドックスな問題を出题して、基本的な勉強をサボった受験生をまた落とす。

そういうサイクルで本試験は続くはず。実際、本試験の記述式の出題の歴史を大雑把に説明しますと、

1. 平成 20 年度は、難問を出題して不動産で 0 点の人が続出、

↓（受験生は、不動産の細かい勉強に走る）

2. 平成 21 年度は、一転して不動産、商業ともにオーソドックスな問題を出題、
↓ (受験生は、オーソドックスな勉強をする)
3. 平成 22 年度は、商業で組織再編(新設分割)を出題して混乱させ、
↓ (受験生は、商業の細かい勉強に走る)
4. 平成 23 年度は、オーソドックスな問題を出題、
↓ (受験生は、オーソドックスな勉強をする)
5. 平成 24 年度は、商業登記で特例有限会社の移行の登記と組織再編(吸収合併)を出題して、商業登記で受験生をビビらせて、
↓ (受験生は、商業の細かい勉強に走る)
6. 平成 25 年度は、比較的オーソドックスな問題を出題、
↓ (受験生は、オーソドックスな勉強をする)
7. 平成 26 年度は、不動産登記でガツンと難問を出題、
↓ (受験生は、不動産の細かい勉強に走る)
8. 平成 27 年度本試験は、さてどうなるか?
⇒**結果として、不動産・商業ともに比較的オーソドックスな問題が出題されました(問題のボリュームは別として、内容としては基本論点でした。)**。

大雑把な話ではありますが、こんな感じです(択一式の難易度も考慮すると多少事情が変わってきますが、今回は記述式の話ということにします。)

試験委員は、様々なパターンの出題を繰り返して、毎年、受験生を振り回します。

そして、それに振り回されず、オーソドックスな勉強を続けた人が合格していきます(もちろん、過去問をやらずに条文読まずに合格する人とか、超短期合格をする人など、多少の例外は毎年いますが・・・)。

振り回される人(特に、その年に僅差で不合格だった人にその傾向が多いようです)は、毎年振り回され続けて(その都度、使用する参考書や予備校を変えて)、毎年僅差での不合格が続きます。

結局、受験生が 1 年間で勉強できる分量なんて、ある程度決まっていますし、試験委員だって、受験生のおおよその知識量を承知のはずです。

皆さんには、ぜひ今後も「過去問をやって、条文を読んで、重要な先例や判例を読んで・・・」というような、堅実な勉強をして頂きたいと思います。

出題周期から見ると、平成 28 年度の記述式では、ガツンと難問が出題される可能性が高めだと思えますが、自分を見失わず、「取れるところ(勉強したところ)を確実に取ってくる。」「準備していなかったところは、現場で一生懸命考えてくる。」という姿勢で臨んでほしいです。

5. 商業登記法(これで納得集)サンプルテキスト

代表取締役の選定

会社法 349 条（株式会社の代表）

- I 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- II 前項本文の取締役が 2 人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
- III 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

会社法 362 条（取締役会の権限等）

- III 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

<代表取締役の選定方法>

- ①各自代表
- ②定款
- ③定款の定めに基づく取締役の互選
- ④株主総会の決議
- ⑤取締役会の決議（取締役会設置会社の場合）

<選定方法を変更した場合の登記>

1. 各自代表の会社において、新たに選定方法が定められた場合（又は取締役会設置会社となった場合）

（つまり、「①」から「②～⑤」への変更の場合）

⇒新たに代表取締役に選定されなかった者について、代表取締役の「退任」の登記を申請する。

2. これまでの選定方法が廃止された場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められなかった場合）

（つまり、「②～⑤」から「①」への変更の場合）

⇒これまで代表権を有しなかった取締役について、「代表権付与」の登記を申請する。

3. 選定方法の変更があった場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められた場合、これまで選定方法を定めていた会社が取締役会設置会社となった場合）

（つまり、「②～⑤」の間での変更の場合）

⇒変更前後で同一人が代表取締役である場合、登記申請不要。

⇒変更前後で別人が代表取締役である場合、従前の選定方法で定められた代表取締役について「退任」の登記を申請し、新たな選定方法で定められた代表取締役について「就任」の登記を申請する。

<代表取締役の選定方法を変更した場合の処理>

<問題①>

…各自代表の会社において、新たに代表取締役の選定方法が定められた場合>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 B	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 C	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。)

以上の登記記録のある会社について、平成 28 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定(「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定)が創設され、新たな代表取締役として A が互選され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 28 年 6 月 1 日代表取締役 B 退任

②平成 28 年 6 月 1 日代表取締役 C 退任

※<選定方法を変更した場合の登記>の「1」参照

＜問題②＞

…互選規定のある会社において、互選規定が廃止された場合＞

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 27 年 6 月 28 日就任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 27 年 6 月 28 日就任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成 28 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、新たな代表取締役は選定されなかった。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 28 年 6 月 1 日 B の代表権付与

②平成 28 年 6 月 1 日 C の代表権付与

※＜選定方法を変更した場合の登記＞の「2」参照

<問題③

…互選規定のある会社において、選定方法が変更された場合 1>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 27 年 6 月 28 日就任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 27 年 6 月 28 日就任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成 28 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、当該株主総会で新たに代表取締役Aが選定され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒登記申請不要

※<選定方法を変更した場合の登記>の「3」参照

＜問題④＞

…互選規定のある会社において、選定方法が変更された場合 2＞

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 27 年 6 月 28 日就任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 27 年 6 月 28 日就任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成 28 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、当該株主総会で新たに代表取締役Bが選定され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 28 年 6 月 1 日代表取締役Aの退任

②平成 28 年 6 月 1 日代表取締役Bの就任

※＜選定方法を変更した場合の登記＞の「3」参照

<問題⑤

…取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が設定された場合>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 27 年 6 月 28 日就任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 27 年 6 月 28 日就任 平成 27 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 27 年 6 月 28 日重任 平成 27 年 7 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

以上の登記記録のある会社について、平成 28 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において、取締役会設置会社の定めが廃止され、互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が創設され、新たな代表取締役として A が互選され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①取締役会設置会社の定めを廃止

※<選定方法を変更した場合の登記>の「3」参照

6. 不動産登記法(小玉塾・過去問集)サンプルテキスト

平成 22 年度本試験・解答手順表

1. 問題文の柱書を読む。

「平成 25 年 6 月 22 日」「同日」「登記の申請を行った」という文言にチェック。

(登記申請日をチェック。)

「調査の結果、(事実関係)記載の 3 の事実が判明した。」という文言にチェック。

(特徴のある文言なので、チェックしておく。)

「後記(1)及び(2)の間に答えなさい。」とあるので、まず「問い」を見る。

2. 問(1)を読む。

毎度書かれているわけではない、特徴的な文言をピックアップしておく。

ウの「別紙○」のように、「○○の承諾書」のようにという文言にチェック。

(添付情報は、書き方の具体例にチェックしておき、これを真似て答案を書くようにする。)

「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「()内に「なし」と記載しなさい」という文言にチェック。

エの「別紙 1」・「別紙 2」のどちらか又は両方を○で囲んで解答しなさい。」「第 1 欄については、既に記載してある。」という文言にチェック。

(特徴的な文言にチェックしておく。)

3. 問(2)を読む。

現時点では、内容が分からないので、ざっと目を通しておくだけにする。

4. 答案作成上の注意事項を読む。

1 の「別紙 3 から 6 までに提示されていない登記に必要な書類は、法律上すべて適式に作成され整っていて、法律上必要な手続も、すべて採られているものとする。」という文言にチェック。

2 の「登録免許税が免除され、又は軽減されている場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額とともに記載しなさい。」という文言にチェック。

(以下省略)

7. 不動産登記法(小玉塾・書式集)サンプルテキスト

<重要度★>

Q21 甲土地には、甲区 2 番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は 5 分の 2，B持分は 5 分の 3）がされている。そして、甲区 3 番でAを権利者，Bを義務者とし，B持分 5 分の 3 をAに移転する旨の持分移転の登記がされている。さらに，甲区 4 番でAからCへの相続による所有権移転の登記がされている。また，乙区 1 番には，甲区 2 番のA持分を目的として抵当権設定の登記がされている。

この場合において，平成 28 年 7 月 2 日，CはDに対し，1 番抵当権の目的とされていない持分のみを適法に売却した。

A21

登記の目的	所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転
登記原因及びその日付	平成 28 年 7 月 2 日売買
登 記 事 項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 持分 5 分の 3D 義務者 C
登録免許税	移転した持分の価額の 1000 分の 20

(甲区)

2 目的 (省略)

原因 平成 12 年 1 月 5 日売買

共有者 持分 5 分の 2 A

5 分の 3 B

3 目的 B持分全部移転

原因 平成 15 年 1 月 5 日売買

共有者 持分 5 分の 3 A

4 目的 所有権移転

原因 平成 17 年 1 月 5 日相続

所有者 C

(乙区)

1 A持分抵当権設定

原因 平成 12 年 1 月 5 日金銭消費貸借同日設定

(以下省略)

※ 本問は、甲区 4 番のうち、抵当権の目的とされていない部分のみを移転する登記について聞かれている。

この場合、甲区 4 番の登記記録だけを見ても、どの部分が抵当権の目的となっているのか、特定できない。(そもそも、順位 4 番の登記をする際に、「2 番で登記した A 持分」と「3 番で登記した A 持分」を別々に登記できれば問題ないが、「相続による一部移転の登記はできない」という大前提があるため、それはできなかった。)

→仕方がないから、前の登記に遡って、抵当権の目的となっている部分を特定する。

以上の理由で、登記の目的を「所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転」と記載することになる。

(試験対策上は、「相続登記のうちのある一部分を移転する場合には遡って特定する」ということを知っておけば、「〇番で登記した持分」と「〇番から移転した持分」の記載を間違えないと思います。)

8. 不動産登記法(記述式ネタ集+)サンプルテキスト

⑨相続と遺贈

民法 964 条 (包括遺贈及び特定遺贈)

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。

民法 985 条 (遺言の効力の発生時期)

I 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

民法 1012 条 (遺言執行者の権利義務)

I 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

Q56 相続人の全員 A・B・C・D に対し、「遺言者は、全財産を次の割合で遺贈する。A 2 分の 1 B 6 分の 1 C 6 分の 1 D 6 分の 1」との遺言に基づき所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-2)

Q57 「遺言者は、A (相続人の一人) に甲不動産を遺贈する。」旨の遺言に基づき、所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-3)

Q58 A には離婚をした配偶者 B と子 C 及び D が、D には子 E がいる。A が公正証書による遺言をして死亡した事例において、遺言の内容が「全財産の 3 分の 1 は C に相続させ、残りは B に贈与する。」であった場合には、C は、B への遺贈の登記がされたかどうかにかかわらず、相続を原因とする持分 3 分の 1 の登記申請をすることができる。(15-18-エ)

申請例

A56 正しい。相続人全員に対する包括遺贈の場合は、「相続」を原因とします。

A57 誤り。相続人全員に対する包括遺贈の場合以外では、「遺贈する」との文言の遺言ならば「遺贈」を原因とします。

A58 誤り。不動産登記法上、相続による所有権一部移転という登記手続はないため、この場合、遺贈の登記を先に申請すべきこととなります。

<申請例>

<1 件目>	
目的	所有権一部移転
原因	年月日遺贈
権利者	持分 3 分の 2B
義務者	亡A相続人C 同D

↓

<2 件目>	
目的	A持分全部移転
原因	年月日相続
相続人	(被相続人A) 持分 3 分の 1C

第 37 問【解答例】 ←冒頭の問題の解答例

第 1 欄

【登記すべき事項】

平成 27 年 5 月 21 日退任

取締役A, 取締役B

代表取締役A

平成 28 年 5 月 20 日取締役D重任

平成 28 年 5 月 20 日就任

取締役A, 取締役E

監査役F

東京都渋谷区丁町 1 番地

代表取締役E

平成 28 年 5 月 20 日取締役会設置会社の定めの設定

平成 28 年 5 月 20 日監査役設置会社の定めの設定

【添付書面の名称及び通数】

定款 1 通

株主総会議事録 2 通

取締役会議事録 1 通

取締役の就任承諾書 3 通

監査役の就任承諾書 1 通

本人確認証明書 1 通

代表取締役の就任承諾書 1 通

印鑑証明書 1 通

委任状 1 通

[MEMO]